

J-VER 森林管理プロジェクトにおける
プロジェクト対象地以外の土地に関する
持続性確認方法についての説明会実施記録

会議名	坂口合名鳥取奥日野森林管理プロジェクト
日時	平成 24 年 2 月 6 日
場所	鳥取県日野郡日野長黒坂 1875 番地
参加者	説明者：坂口合名会社 森畑 その他参加者：王子木材緑化(株)米子営業所所長 奥井(森林担当)
記録者	坂口合名会社 森畑
会議趣旨	<p>会議開催理由：</p> <p>坂口合名会社（以下「甲」という）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請を検討している。本制度において、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画単位でプロジェクト申請を行うこととされている。</p> <p>ただし、森林施業計画単位で行うことが困難な場合は、「追加的な制約条件」を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとされている。</p> <p>本会議では、当該森林施業計画内の分収造林契約者である王子製紙株式会社（以下「乙」という。）に対して、当該「追加的な制約条件」の内容について、説明し、了解を得ることを目的とするものである。</p> <p>説明事項：</p> <p>① 当該プロジェクト登録日以降、クレジット発行対象期間内に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）を行わないこと。及び平成 35 年 3 月 31 日まで不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>② 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地を譲渡する契約を行う際には、譲り受け人に上記内容を説明すること。</p>
議事録	電話にて了承

J-VER 森林管理プロジェクトにおける
プロジェクト対象地以外の土地に関する
持続性確認方法についての説明会実施記録

会議名	坂口合名鳥取奥日野森林管理プロジェクト
日時	平成 24 年 2 月 6 日
場所	鳥取県日野郡日野長黒坂 1875 番地
参加者	説明者：坂口合名会社 森畑 その他参加者：(財)鳥取県造林公社西部出張所所長 池本
記録者	坂口合名会社 森畑
会議趣旨	<p>会議開催理由：</p> <p>坂口合名会社（以下「甲」という）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請を検討している。本制度において、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画単位でプロジェクト申請を行うこととされている。</p> <p>ただし、森林施業計画単位で行うことが困難な場合は、「追加的な制約条件」を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとされている。</p> <p>本会議では、当該森林施業計画内の分収造林契約者である財団法人鳥取県造林公社（以下「乙」という。）に対して、当該「追加的な制約条件」の内容について、説明し、了解を得ることを目的とするものである。</p> <p>説明事項：</p> <p>③ 当該プロジェクト登録日以降、クレジット発行対象期間内に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）を行わないこと。及び平成 35 年 3 月 31 日まで不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>④ 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地を譲渡する契約を行う際には、譲り受け人に上記内容を説明すること。</p>
議事録	電話にて了承

J-VER 森林管理プロジェクトにおける
プロジェクト対象地以外の土地に関する
永続性確認方法についての説明会実施記録

会議名	坂口合名鳥取奥日野森林管理プロジェクト
日時	平成 24 年 2 月 6 日
場所	鳥取県日野郡日野長黒坂 1875 番地
参加者	説明者：坂口合名会社 森畑 その他参加者：(独)森林総合研究所(鳥取水源林整備事務所) 鳥取日野森林組合 鳥取水源林整備事務所担当 小谷
記録者	坂口合名会社 森畑
会議趣旨	<p>会議開催理由：</p> <p>坂口合名会社（以下「甲」という）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請を検討している。本制度において、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画単位でプロジェクト申請を行うこととされている。</p> <p>ただし、森林施業計画単位で行うことが困難な場合は、「追加的な制約条件」を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとされている。</p> <p>本会議では、当該森林施業計画内の分収造林契約者である独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター（以下「乙」という。）に対して、当該「追加的な制約条件」の内容について、説明し、了解を得ることを目的とするものである。</p> <p>説明事項：</p> <p>⑤ 当該プロジェクト登録日以降、クレジット発行対象期間内に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）を行わないこと。及び平成 35 年 3 月 31 日まで不適切な主伐を行わないこと。</p> <p>⑥ 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地を譲渡する契約を行う際には、譲り受け人に上記内容を説明すること。</p>
議事録	電話にて了承